

## 議案第56号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

## 宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例

（宝塚市市税条例の一部改正）

第1条 宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第37条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第37条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第37条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に

改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第37条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「令和13年度」を「令和15年度」に改める。

附則第14条の3に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第77条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第14条の5第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第14条の4に次の3項を加える。

- 2 兵庫県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 3 兵庫県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の6の規定により読み替えられた第77条の7第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第14条の5第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第15条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第15条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第80条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした

者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに  
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第82条及び第83条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 宝塚市市税条例の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第15条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、宝塚市市税条例第24条第5項の改正規定中「第12項」を「第17項」に改め、同条例第50条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

1 3 第 1 0 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 7 5 条の 4 第 2 項（同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 1 0 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 1 5 日前までに、これを市長に提出しなければならない。

1 5 第 1 3 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 1 0 項の申告につき第 1 3 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1 6 第 1 3 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 3 2 1 条の 8 第 5 1 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 1 3 項前段の期間内に行う第 1 0 項の申告については、第 1 3 項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1 7 第 1 3 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 1 5 項の届出書の提出又は法人税法第 7 5 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 1 3 項後段の期間内に行う第 1 0 項の申告については、第 1 3 項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第 1 条第 5 号中「3 項を」を「8 項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に、「前条5号」を「前条第5号」に改める。

(宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、宝塚市市税条例附則第14条の2の次に5条を加える改正規定（附則第14条の3第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日

(2) 第1条中宝塚市市税条例第37条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定、第37条の3の2、第37条の3の3及び第37条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中宝塚市市税条例第25条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例（次項及び第3項において「新条例」という。）第37条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度までの年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき宝塚市市税条例第37条の2第

1項に規定する給与について提出する新条例第37条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第37条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例第25条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度までの年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。  
（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度までの年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



議案第56号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表(第1条による改正関係)

※この新旧対照表中附則第15条及び第15条の2の規定に係る部分については、宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)に、宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第14号)第2条の規定による改正後の宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第2号)が溶け込んだものを現行として作成しています。

現行	改正案
<p>(市民税の申告) 第37条の2 (略) 2～5 (略)</p> <p><u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>) 第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の</u> 給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略) 2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>) 第37条の3の3 所得税法第203条の5第1項の</p>	<p>(市民税の申告) 第37条の2 (略) 2～5 (略)</p> <p><u>6</u> 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、<u>施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する</u> 給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4)</u> (略) 2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の</p>

規定により同項に規定する申告書を提出し  
なければならない者 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (以下この  
条において「公的年金等受給者」という。)  
で市内に住所を有するものは、当該申告書  
の提出の際に經由すべき同項の

\_\_\_\_\_ 公的年金等の支払者  
(以下この条において「公的年金等支払者」  
という。)から毎年最初に同項に規定する公  
的年金等の支払を受ける日の前日までに、  
施行規則で定めるところにより、次に掲げ  
る事項を記載した申告書を、当該公的年金  
等支払者を經由して、市長に提出しなけれ  
ばならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定に  
よる申告書を公的年金等支払者を經由して  
提出する場合において、当該申告書に記載  
すべき事項がその年の前年において当該公  
的年金等支払者を經由して提出した前項又  
は法第317条の3の3第1項の規定による申  
告書に記載した事項と異動がないときは、公  
的年金等受給者は、当該公的年金等支払者  
が所得税法第203条の5第2項に規定する国  
税庁長官の承認を受けている場合に限り、  
施行規則で定めるところにより、前項又は  
法第317条の3の3第1項の規定により記載す  
べき事項に代えて当該異動がない旨を記載  
した前項又は法第317条の3の3第1項の規定  
による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による  
申告書の提出の際に經由すべき公的年金等  
支払者が所得税法第203条の5第5項に規定  
する納税地の所轄税務署長の承認を受けて  
いる場合には、施行規則で定めるところに  
より、当該申告書の提出に代えて、当該公  
的年金等支払者に対し、当該申告書に記載  
すべき事項を電磁的方法により提供するこ

規定により同項に規定する申告書を提出し  
なければならない者又は法の施行地におい  
て同項に規定する公的年金等(所得税法第  
203条の7の規定の適用を受けるものを除

く。以下この項において「公的年金等」と  
いう。)の支払を受ける者であつて、扶養親  
族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者  
若しくは単身児童扶養者である者(以下こ  
の条において「公的年金等受給者」という。)

で市内に住所を有するものは、当該申告書  
の提出の際に經由すべき所得税法第203条  
の6第1項に規定する公的年金等の支払者  
(以下この条において「公的年金等支払者」  
という。)から毎年最初に公的年金等

\_\_\_\_\_ の支払を受ける日の前日までに、  
施行規則で定めるところにより、次に掲げ  
る事項を記載した申告書を、当該公的年金  
等支払者を經由して、市長に提出しなけれ  
ばならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶  
養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定に  
よる申告書を公的年金等支払者を經由して  
提出する場合において、当該申告書に記載  
すべき事項がその年の前年において当該公  
的年金等支払者を經由して提出した前項又  
は法第317条の3の3第1項の規定による申  
告書に記載した事項と異動がないときは、公  
的年金等受給者は、当該公的年金等支払者  
が所得税法第203条の6第2項に規定する国  
税庁長官の承認を受けている場合に限り、  
施行規則で定めるところにより、前項又は  
法第317条の3の3第1項の規定により記載す  
べき事項に代えて当該異動がない旨を記載  
した前項又は法第317条の3の3第1項の規定  
による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による  
申告書の提出の際に經由すべき公的年金等  
支払者が所得税法第203条の6第6項に規定  
する納税地の所轄税務署長の承認を受けて  
いる場合には、施行規則で定めるところに  
より、当該申告書の提出に代えて、当該公  
的年金等支払者に対し、当該申告書に記載  
すべき事項を電磁的方法により提供するこ

とができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第37条の4 市民税の納税義務者が第37条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な事由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3の2 平成22年度から令和13年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の3 (略)

2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の4 (略)

とができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第37条の4 市民税の納税義務者が第37条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な事由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の3 (略)

2 (略)

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第77条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第14条の5第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の4 (略)

2 兵庫県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収

に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 兵庫県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の6の規定により読み替えられた第77条の7第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第14条の5 (略)

2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第14条の5 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第15条 法附則第30条 \_\_\_\_\_ に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の2 削除

第15条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第80条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者と

みなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第82条及び第83条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。





(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第24号)新旧対照表(第3条による改正関係)

※この新旧対照表中第24条及び第50条の規定に係る部分については、第3条の規定による改正前の宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第24号)が宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)に溶け込んだものを現行として、同条の規定による改正後の宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例が宝塚市市税条例に溶け込んだものを改正案として作成しています。

現行	改正案
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第24条(略)</p> <p>2～4(略)</p> <p>5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第33条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなして、この節(第50条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第50条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項)において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、その申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9(略)</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項)において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法761</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第24条(略)</p> <p>2～4(略)</p> <p>5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第33条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなして、この節(第50条第10項から第17項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第50条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、その申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9(略)</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項)において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法761</p>



国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1条中宝塚市市税条例第24条第5項及び第50条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 令和2年4月1日

(6)～(10) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(次条において「新条例」という。)第24条第5項及び第50条第10項から第12項までの規定は、前条5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1条中宝塚市市税条例第24条第5項及び第50条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 令和2年4月1日

(6)～(10) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(次条において「新条例」という。)第24条第5項及び第50条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第2号)新旧対照表(第4条による改正関係)  
 ※この新旧対照表は、第4条の規定による改正前の宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第2号)が宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)に溶け込んだものを現行として、同条の規定による改正案の宝塚市市税条例等の一部を改正する条例が宝塚市市税条例に溶け込んだものを改正案として作成しています。

現行	改正案
<p>附 則            (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)            第14条の3 (略)            2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第77条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については_____、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p>	<p>附 則            (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)            第14条の3 (略)            2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第77条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p>

## 議案第 57 号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

## 宝塚市条例第 号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第76号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第17条」に、「第12条—第15条」を「第12条—第16条」に改める。

第14条を次のように改める。

（連帯保証人）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

2 前項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その連帯保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第16条を第17条とする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改め、「規定」の次に「及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）附則第3項の規定」を加え、第4章中同条を第16条とする。

第14条の次に次の1条を加える。

（利率）

第15条 災害援護資金は、前条第1項の規定により連帯保証人を立てる場合にあっては無利子とし、連帯保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年1パーセントとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条及び第15条の規定は、適用日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第57号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年条例第76号)新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)</p> <p>第5章 雑則(第16条)</p> <p>附則 (利率)</p> <p><u>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p><u>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還_____とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定_____</p> <p>_____によるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第16条)</p> <p>第5章 雑則(第17条)</p> <p>附則 (連帯保証人)</p> <p><u>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その連帯保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(利率)</p> <p><u>第15条 災害援護資金は、前条第1項の規定により連帯保証人を立てる場合にあっては無利子とし、連帯保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年1パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p><u>第16条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除_____, 一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第16号)附則第3項の規定によるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p>



議案第 58 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例

宝塚市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2条（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度まで」を「平成31年度及び令和2年度」に、「31,800円」を「26,600円」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定は、第10条第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,600円」とあるのは、「39,700円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、第10条第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第1項中「26,600円」とあるのは、「51,300円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の附則第2条の規定は、平成31年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成30年度までの年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

議案第58号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則            (平成30年度から令和2年度までにおける保険料率の特例)            第2条 第10条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から令和2年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31,800円</u>とする。</p>	<p>附 則            (平成31年度及び令和2年度 _____ における保険料率の特例)            第2条 第10条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,600円</u>とする。            2 前項の規定は、<u>第10条第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率について準用する。</u>  <u>この場合において、前項中「26,600円」とあるのは、「39,700円」と読み替えるものとする。</u>            3 第1項の規定は、<u>第10条第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率について準用する。</u>  <u>この場合において、第1項中「26,600円」とあるのは、「51,300円」と読み替えるものとする。</u></p>

議案第 59 号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67  
号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第5号中「卒業した者」の次  
に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した  
者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)  
新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事 _____ _____が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 _____ _____</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(<u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

議案第60号

宝塚市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

宝塚市いじめ問題再調査委員会条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市いじめ問題再調査委員会条例

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、宝塚市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定により調査された事案に関して、市長の諮問に応じ、同法第30条第2項の規定による調査を行い、その結果を答申する。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、知識経験者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、事案ごとに市長が定める。

3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、当該委員以外の委員全員の同意を得て、当該委員を罷免することができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開等)

第7条 委員会は、これを非公開とする。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りでない。

(調査)

第8条 委員会は、その事案に関係する者に対して、聴き取りその他の第2条の所掌事務の遂行に必要な調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、協力に努めなければならない。

(調査補助員)

第9条 第2条の所掌事務の遂行に必要な調査を行わせるため、必要に応じ、委員会に調査補助員を置くことができる。

2 前項の調査補助員は、委員を補佐し、調査の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の調査補助員について準用する。この場合において、同条第3項中「当該委員以外の委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(意見又は説明の聴取)

第10条 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第11条 委員及び調査補助員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、子ども施策の総合調整に関する事務を所管する課において行う。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

障害支援区分認定審査会 委員	(月額) 18,700円	1級旅費相当額
-------------------	--------------	---------

」

を

「

障害支援区分認定審査会 委員	(月額) 18,700円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会 委員長	(月額) 18,700円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会 委員	(月額) 17,400円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会 調査補助員	(月額) 10,600円	1級旅費相当額

」

に改める。

議案第60号

宝塚市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)新旧  
対照表(附則第2項関係)

(現行)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
障害支援区分認定審査 会委員	(日額) 18,700円	1級旅費相当額

備考 (略)

(改正案)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
障害支援区分認定審査 会委員	(日額) 18,700円	1級旅費相当額
<u>いじめ問題再調査委員 会委員長</u>	<u>(日額) 18,700円</u>	<u>1級旅費相当額</u>
<u>いじめ問題再調査委員 会委員</u>	<u>(日額) 17,400円</u>	<u>1級旅費相当額</u>
<u>いじめ問題再調査委員 会調査補助員</u>	<u>(日額) 10,600円</u>	<u>1級旅費相当額</u>

備考 (略)



議案第 6 1 号

宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例

宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例（昭和39年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「 | 宝塚市立良元幼稚園

| 宝塚市小林5丁目2番31号

|」及び「 | 宝塚市立中山五月台幼稚園

| 宝塚市中山五月台7丁目3番1号

|」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第61号

宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例(昭和39年条例第30号)新旧対照表  
 (現行)

別表(第2条関係)

名称	位置
<u>宝塚市立良元幼稚園</u>	<u>宝塚市小林5丁目2番31号</u>
宝塚市立小浜幼稚園	宝塚市小浜4丁目7番40号
宝塚市立宝塚幼稚園	宝塚市川面3丁目9番5号
宝塚市立長尾幼稚園	宝塚市山手台東1丁目3番1号
宝塚市立西谷幼稚園	宝塚市大原野字石保62番地の1
宝塚市立仁川幼稚園	宝塚市仁川宮西町1番12号
宝塚市立西山幼稚園	宝塚市野上6丁目2番2号
宝塚市立未成幼稚園	宝塚市未成町1番2号
宝塚市立安倉幼稚園	宝塚市安倉中6丁目1番2号
<u>宝塚市立中山五月台幼稚園</u>	<u>宝塚市中山五月台7丁目3番1号</u>
宝塚市立丸橋幼稚園	宝塚市山本丸橋4丁目13番2号
宝塚市立長尾南幼稚園	宝塚市山本南2丁目10番1号

(改正案)

別表(第2条関係)

名称	位置
宝塚市立小浜幼稚園	宝塚市小浜4丁目7番40号
宝塚市立宝塚幼稚園	宝塚市川面3丁目9番5号
宝塚市立長尾幼稚園	宝塚市山手台東1丁目3番1号
宝塚市立西谷幼稚園	宝塚市大原野字石保62番地の1
宝塚市立仁川幼稚園	宝塚市仁川宮西町1番12号
宝塚市立西山幼稚園	宝塚市野上6丁目2番2号
宝塚市立未成幼稚園	宝塚市未成町1番2号
宝塚市立安倉幼稚園	宝塚市安倉中6丁目1番2号
宝塚市立丸橋幼稚園	宝塚市山本丸橋4丁目13番2号
宝塚市立長尾南幼稚園	宝塚市山本南2丁目10番1号

議案第 6 2 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2 9宝塚山手台地区地区整備計画区域の部中

「

独立住宅地区Ⅱ
次に掲げる建築物以外の建築物
(1) 戸建専用住宅
(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの
ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房
イ 令第130条の3第6号に掲げるもの
(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これに類するもの
(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号（第5号トを除く。）に掲げるもの
(5) 前各号の建築物に附属するもの

宝塚山手台地区地区計画に附属する計画図（以下宝塚山手台地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。）に表示する c の区域以外の区域	計画図に表示する c の区域
170 平方メートル	300 平方メートル
建築物の外壁等の面から計画図に表示する a の部分の道路境界線（水路がある場合においては、その水路との境界線）までの距離	建築物の外壁等の面から計画図に表示する a 及び b の部分以外の部分の道路境界線（水路がある場合においては、その水路との境界線）までの距離
2 メートル	1.8 メートル
次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が 3 メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であるもの	
全域	
9 メートル（軒の高さの最高限度は 7 メートル）	
階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入する。	

を

「

独立住宅地区Ⅱ	独立住宅地区Ⅲ	独立住宅地区 A
次に掲げる建築物以外の建築物	次に掲げる建築物以外の建築物	次に掲げる建築物以外の建築物
(1) 戸建専用住宅	(1) 戸建専用住宅	(1) 戸建専用住宅
(2) 戸建住宅で、延べ面積の 2 分の 1 以上	(2) 戸建住宅で、延べ面積の 2 分の 1 以上	(2) 戸建住宅で、延べ面積の 2 分の 1 以上

<p>を居住の用に供し、 かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの</p> <p>ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>イ 令第130条の3第6号に掲げるもの</p> <p>(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号（第5号トを除く。）に掲げるもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>を居住の用に供し、 かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの</p> <p>ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>イ 令第130条の3第6号に掲げるもの</p> <p>(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号（第5号トを除く。）に掲げるもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>を居住の用に供し、 かつ、令第130条の3第6号又は第7号に掲げる用途のいずれかを兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号（第5号トを除く。）に掲げるもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）</p>
		10分の10
		10分の5

			10分の1	
宝塚山手台 地区地区計 画に附属す る計画図 (以下宝塚 山手台地区 地区整備計 画区域の部 において 「計画図」と いう。)に 表示するc の区域以外 の区域	計画図に表 示するcの 区域	全域	全域	
170平方 メートル	300平方 メートル	170平方メートル	170平方メートル	
建築物の外 壁等の面か ら計画図に 表示するa の部分の道 路境界線(水 路がある場 合においては、 その水路と の境界線)ま での距離	建築物の外 壁等の面か ら計画図に 表示するa 及びbの部 分以外の部 分の道路境 界線(水路が ある場合に おいては、 その水路と の境界線)ま での距離	建築物の外壁等の面から 道路境界線(水路がある 場合においては、その水 路との境界線)までの距 離	建築物の外 壁等の面か ら道路境界 線(水路が ある場合に おいては、 その水路と の境界線) までの距離	建築物の外 壁等の面か ら敷地境界 線までの距 離

	での距離			
2メートル	1. 8メートル	1. 8メートル	1. 8メートル	1メートル
次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

		面積の 合計が 5平方 メートル 以内 である もの	面積の 合計が 5平方 メートル 以内 である もの
全域	全域	全域	
9メートル（軒の高さの 最高限度は7メートル）	9メートル（軒の高さの 最高限度は7メートル）	次の各号に掲げる建築物 の部分の区分に応じ、当 該各号に定める数値  （1） 最高部 9メート ル  （2） 軒 7メートル  （3） 各部分 建築物の 各部分から前面道路 の反対側の境界線又 は隣地境界線までの 真北方向の水平距離 に0.6を乗じて得 たものに5メートル を加えたもの	
階段室、昇降機塔、装飾 塔、物見塔、屋窓その他こ れらに類する建築物の屋上 突出部及びむね飾り、防火 壁の屋上突出部その他これ らに類する屋上突出物は、 これを算入する。	階段室、昇降機塔、装飾 塔、物見塔、屋窓その他こ れらに類する建築物の屋上 突出部及びむね飾り、防火 壁の屋上突出部その他これ らに類する屋上突出物は、 これを算入する。	建築物の最高部の高さの算 定においては、階段室、昇 降機塔、装飾塔、物見塔、 屋窓その他これらに類する 建築物の屋上突出部及びむ ね飾り、防火壁の屋上突出 部その他これらに類する屋	



		上突出物は、これを算入し、建築物の各部分の高さの算定においては、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部は、これを算入し、むね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入しない。
--	--	---

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年条例第30号）新旧対照表（略）  
 （現行）

別表第2（第3条—第8条関係）

- 1 中山桜台A地区地区整備計画区域 ～8 ふじが丘地区地区整備計画区域（略）  
 9 宝塚山手台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	独立住宅地区Ⅱ	
(イ)	建築してはならぬ建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 戸建専用住宅 (2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 イ 令第130条の3第6号に掲げるもの (3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これに類するもの (4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除く。)に掲げるもの (5) 前各号の建築物に附属するもの	
(ウ)	建築物の容積率		
(エ)	建築物の建蔽率		
(オ)	建築物の敷地面積の最	宝塚山手台地区地区計画に 附属する計画図(以下宝塚山	計画図に表示するcの区域

低限度		手台地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するcの区域以外の区域	
(カ)	(b)	170平方メートル	300平方メートル
建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	建築物の外壁等の面から計画図に表示するaの部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離	建築物の外壁等の面から計画図に表示するa及びbの部分以外の部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離
	(b)	2メートル	1.8メートル
	(c)	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さが3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	
(キ)	(a)	全域	
建築物の高さの最高限度	(b)	9メートル(軒の高さの最高限度は7メートル)	
	(c)	階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びびね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入する。	

10 川面3丁目地区地区整備計画区域 ～ 41 武田尾地区地区整備計画区域 (略)

(改正案)

別表第2 (第3条—第8条関係)

1 中山桜台A地区地区整備計画区域～8 ふじが丘地区地区整備計画区域 (略)

9 宝塚山手台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	独立住宅地区Ⅱ	独立住宅地区Ⅲ	独立住宅地区A	
(イ)	建築してはならない建築物	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>物</p> <p>(1) 戸建専用住宅</p> <p>(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの</p> <p>ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>イ 令第130条の3第6号に掲げるもの</p> <p>(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除く。)に掲げるもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>物</p> <p>(1) 戸建専用住宅</p> <p>(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの</p> <p>ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>イ 令第130条の3第6号に掲げるもの</p> <p>(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除く。)に掲げるもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>物</p> <p>(1) 戸建専用住宅</p> <p>(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第6号又は第7号に掲げる用途のいずれかを兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除く。)に掲げるもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5各号に掲げるものを除く。)</p>	

(ウ)	建築物の容積率	(a)					10分の10	
		(b)						
(エ)	建築物の建蔽率	(a)					10分の5	
		(b)					10分の1	
(オ)	建築物の敷地面積の最低限度	(a)	宝塚山手台地区計画に 宝塚山手台地区 整備計画区域 の部において「 計画図」という 。cの区域以外 の区域	計画図に表示 するcの区域	全域		全域	
		(b)	170平方メートル	300平方メートル	170平方メートル	170平方メートル	170平方メートル	
(カ)	建築物の外壁等から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	建築物の外壁等から計画図に表示するaの部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離	建築物の外壁等から計画図に表示するa及びbの部分以外の部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離	建築物の外壁等から道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離	建築物の外壁等から敷地境界線までの距離		

(b)	2メートル	1. 8メートル	1. 8メートル	1. 8メートル	1. 8メートル	1メートル		
(c)	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの		
(キ)	建築物の高	(a)	全域	全域	全域	全域		

<p>さの最高限 度</p>	<p>(b)</p>	<p>9メートル(軒の高さの最高限度は7メートル)</p>	<p>9メートル(軒の高さの最高限度は7メートル)</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める数値</p> <p>(1) 最高部 9メートル</p> <p>(2) 軒 7メートル</p> <p>(3) 各部分 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの</p>	
	<p>(c)</p>	<p>階段室、昇降機塔、裝飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入する。</p>	<p>階段室、昇降機塔、裝飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出物は、これを算入する。</p>	<p>建築物の最高部の高さの算定においては、階段室、昇降機塔、裝飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出物その他これらに類する屋上突出物は、これを算入し、建築物の各部分の高さの算定においては、階段室、昇降機塔、裝飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部は、これを算入し、むね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入しない。</p>	

10 川面3丁目地区地区整備計画区域 ～41 武田尾地区地区整備計画区域 (略)





議案第 63 号

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例

宝塚市農業共済条例（平成30年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項の表を次のように改める。

包括共済家畜区分 (死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛	次に掲げるいずれかの共済事故  (1) 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。以下この表において同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用  (2) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による廃用以外の廃用  (3) 第3条第2項に掲げる場合（法施行規則第49条第1項第5号及び第6号の規定に該当する場合に限る。）における廃用
繁殖用雌牛、育成・肥育牛	次に掲げるいずれかの共済事故  (1) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用  (2) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による廃用以外の廃用

	(3) 第3条第2項に掲げる場合（法施行規則第49条第1項第1号から第3号までの規定に該当する場合に限る。）における廃用
--	--

第59条第5号中「家畜共済資格者が」の次に「、当該申込みの際」を加える。

第85条第2項に次の1号を加える。

- (6) 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超過しており、かつ、園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

第86条第1項中「2アール」を「30平方メートル」に改める。

第96条中「園芸施設共済資格者は」の次に「、特定園芸施設等ごとに」を加え、同条後段を次のように改める。

ただし、第4号又は第5号の金額を選択する場合にあっては、当該特定園芸施設等の共済価額が第4号又は第5号の金額を超えている場合に限る。

第96条に次の2号を加える。

(4) 50万円

(5) 100万円

付録第2備考4の表中「半損耕地支払割合」を「半損耕地支払開始割合」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、兵庫県知事の認可のあった日又は令和元年7月1日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第85条及び第96条の改正規定は、兵庫県知事の認可のあった日又は令和元年9月1日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第53条の規定は、前項本文に規定する日以後に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係から適用し、同日前に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第85条及び第96条の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用し、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第86条の規定は、附則第1項本文に規定する日以後に共済責任期間が開始

する園芸施設共済の共済関係から適用し、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。

議案第63号

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市農業共済条例(平成30年条例第50号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(共済事故の一部除外)</p> <p>第53条 市との間に包括共済家畜区分(死廃)に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分(死廃)ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、市に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に定めるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。</p> <p>表 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(共済金の支払の免責)</p> <p>第59条 次に掲げる場合には、市は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 家畜共済の申込みをした家畜共済資格者が_____、当該申込みに係る家畜に関する次に掲げる事項又は事実につき、故意又は重大な過失によりこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき(市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(共済関係の成立)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときにおける前項の規定による申込みは、その者が所有する特定園芸施設(次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。)の全てについてするものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(共済事故の一部除外)</p> <p>第53条 市との間に包括共済家畜区分(死廃)に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分(死廃)ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、市に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に定めるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。</p> <p>表 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(共済金の支払の免責)</p> <p>第59条 次に掲げる場合には、市は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 家畜共済の申込みをした家畜共済資格者が、<u>当該申込みの際</u>、当該申込みに係る家畜に関する次に掲げる事項又は事実につき、故意又は重大な過失によりこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき(市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(共済関係の成立)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときにおける前項の規定による申込みは、その者が所有する特定園芸施設(次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。)の全てについてするものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超えており、かつ、園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申</u></p>



【別記】

(現行)

引受方式	補償割合	<u>半損耕地支払割合</u>

(改正案)

引受方式	補償割合	<u>半損耕地支払開始割合</u>

議案第 64 号

宝塚市立自然休養村センター条例を廃止する条例の制定について

宝塚市立自然休養村センター条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立自然休養村センター条例を廃止する条例

宝塚市立自然休養村センター条例（昭和55年条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。



議案第 65 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

宝塚市火災予防条例（昭和59年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第36条の3第1項から第6項まで及び第36条の4第1項から第5項までの規定中「設けること」を「設けなければならない」に改める。

第36条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第12条の表中欄に掲げる種別をいう。）が一種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- （6）第36条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第36条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に<u>設けること</u>。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 住宅用防災警報器(定温式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。)第2条第4号の2に掲げるものをいう。以下この条において同じ。)を除く。)は、天井又は壁の屋内に面する部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下この条において同じ。)の次の各号のいずれかの位置に<u>設けること</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 住宅用防災警報器(定温式住宅用防災警報器を除く。)は、次の各号のいずれにも該当する位置に<u>設けること</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 住宅用防災警報器(定温式住宅用防災警報器に限る。)は、天井又は壁の屋内に面する部分の次の各号のいずれかの位置に<u>設けること</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 住宅用防災警報器(定温式住宅用防災警報器に限る。)は、通常の調理時に高温になるおそれのある位置以外の位置で、火災を有効に感知できる位置に<u>設けること</u>。</p> <p>6 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲</p>	<p>(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第36条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に<u>設けなければならない</u>。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 住宅用防災警報器(定温式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。)第2条第4号の2に掲げるものをいう。以下この条において同じ。)を除く。)は、天井又は壁の屋内に面する部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下この条において同じ。)の次の各号のいずれかの位置に<u>設けなければならない</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 住宅用防災警報器(定温式住宅用防災警報器を除く。)は、次の各号のいずれにも該当する位置に<u>設けなければならない</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 住宅用防災警報器(定温式住宅用防災警報器に限る。)は、天井又は壁の屋内に面する部分の次の各号のいずれかの位置に<u>設けなければならない</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 住宅用防災警報器(定温式住宅用防災警報器に限る。)は、通常の調理時に高温になるおそれのある位置以外の位置で、火災を有効に感知できる位置に<u>設けなければならない</u>。</p> <p>6 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲</p>

げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること

一。

表 (略)

7・8 (略)

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第36条の4 住宅用防災報知設備の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。))第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。)は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けること

2 感知器(差動式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第2号に掲げるものをいう。以下この条において同じ。)、定温式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第5号に掲げるものをいう。以下この条において同じ。))及び補償式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第5号の2に掲げるものをいう。以下この条において同じ。)を除く。)は、前条第2項及び第3項に定める位置に設けること

3 感知器(差動式スポット型感知器及び補償式スポット型感知器に限る。)は、通常の調理時に温度の急激な変化がない場所で、火災の発生を有効に感知することができる位置に設けること

4 感知器(定温式スポット型感知器に限る。)は、前条第4項及び第5項に定める位置に設けること

5 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること

表 (略)

6・7 (略)

(設置の免除)

第36条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。

(1) 第36条の3第1項各号に掲げる住宅の

げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

表 (略)

7・8 (略)

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第36条の4 住宅用防災報知設備の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。))第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。)は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。

2 感知器(差動式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第2号に掲げるものをいう。以下この条において同じ。)、定温式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第5号に掲げるものをいう。以下この条において同じ。))及び補償式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第5号の2に掲げるものをいう。以下この条において同じ。)を除く。)は、前条第2項及び第3項に定める位置に設けなければならない。

3 感知器(差動式スポット型感知器及び補償式スポット型感知器に限る。)は、通常の調理時に温度の急激な変化がない場所で、火災の発生を有効に感知することができる位置に設けなければならない。

4 感知器(定温式スポット型感知器に限る。)は、前条第4項及び第5項に定める位置に設けなければならない。

5 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

表 (略)

6・7 (略)

(設置の免除)

第36条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。

(1) 第36条の3第1項各号に掲げる住宅の

部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内

の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(2)～(5) (略)

(6) (略)

部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で種別(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第12条の表中欄に掲げる種別をいう。)が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(2)～(5) (略)

(6) 第36条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(7) (略)

議案第 66 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例  
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市上下水道事業審議会の項中「調査、審議」を「調査審議」に、「12人」を「9人」に、「4人」を「3人」に、「5人」を「3人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

議案第66号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市上下水道事業審議会	水道事業及び下水道事業についての重要な事項の調査、審議に関する事務	12人	知識経験者 4人 市内の公共的団体等の代表者 5人 公募による市民 3人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市上下水道事業審議会	水道事業及び下水道事業についての重要な事項の調査審議に関する事務	9人	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 3人 公募による市民 3人

議案第 67 号

宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「230,400人」を「229,400人」に改め、同項第3号中「77,500立方メートル」を「74,100立方メートル」に改め、同条第3項第2号中「221,200人」を「224,010人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第47号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(経営の基本) 第3条 (略)</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画給水人口は、<u>230,400人</u>とする。</p> <p>(3) 1日最大給水量は、<u>77,500立方メートル</u>とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画排水人口は、<u>221,200人</u>とする。</p>	<p>(経営の基本) 第3条 (略)</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画給水人口は、<u>229,400人</u>とする。</p> <p>(3) 1日最大給水量は、<u>74,100立方メートル</u>とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画排水人口は、<u>224,010人</u>とする。</p>



議案第 68 号

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宝塚市水道事業給水条例（昭和36年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「した者（」の次に「法第25条の3の2第1項の規定により指定の更新を受けた者を含む。」を加える。

第31条第1項第2号中「第7条第1項の指定」を「法第16条の2第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新」に改める。

第34条第1項中「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第68号

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市水道事業給水条例(昭和36年条例第25号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者( _____ )以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第31条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の事由があると認める申込者からは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第7条第1項の指定</u> _____ をするとき。 1件につき 10,000円</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号) <u>第4条</u>に規定する給水装置の構造及び基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(<u>法第25条の3の2第1項の規定により指定の更新を受けた者を含む。</u>)以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第31条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の事由があると認める申込者からは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第16条の2第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新</u>をするとき。 1件につき 10,000円</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号) <u>第5条</u>に規定する給水装置の構造及び基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>